

パブリックコメントに対する意見及び考え方

No.	ご意見の要旨	考え方
①	<p>中山間の条件不利地に対する支援も同時にすすめることが重要ではないか。</p> <p>中山間地域を多く抱える島根県にあっては、農業生産と環境保全が一体となった地域社会の形成が重要であることから「地域との調和」に配慮した事業であることが重要ではないか。</p>	<p>中山間地域での農地中間管理事業の推進については、基本方針の3及び5（1）に記載しました。</p> <p>県では、生産効率の高い個別の経営体の育成だけでなく、耕作条件が悪く高齢化が進んでいる中山間地域等においては、集落営農組織の新規設立や法人化により地域の担い手を確保することが必要と考えています。</p> <p>農地中間管理事業においては、地域の話合いによる「集落ビジョン」や「人・農地プラン」の作成と活用、これらと極力連動させることにより、地域の意向を反映させ効率的かつ効果的に事業推進をしてまいります。</p>
②	<p>条件不利農地を多く抱える島根県として、安易に不良資産を多く抱え運営するリスクを避けたいことは理解するが、農用地として利用することが著しく困難なときは農地中間管理権を取得しないこと、との記載は積極性に欠けるのではないか。</p>	<p>農地中間管理権を取得しない農地については基本方針の3（4）に具体的な説明を加えました。</p> <p>既に森林原野化し再生不能と判定されている遊休農地であり、地域での話合いによる「集落ビジョン」や「人・農地プラン」等の作成によってもなお、活用が困難と判断された場合は、担い手への集積が困難であることから、農地中間管理事業の適正な運用の観点からも農地中間管理権を取得しないことが適当と考えています。</p>
③	<p>区域、農用地、賃料等具体的実施に係る「農地中間管理事業規程」を早急に策定し公開していただきたい。</p>	<p>現在、農地中間管理機構の指定の準備を進めており、事業開始に支障が生じないように、申請団体を指導・支援してまいりたいと考えています。</p>
④	<p>4の（4）の⑤「農地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）」は、優先順位をルール化し、集落等との事前調整と合意を図ったうえで配分案を策定すべきではないか。</p>	<p>「農地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）」については、農用地の借受け希望者の規模拡大や経営耕地の分散錯圃の解消、既存の耕作者との共存を重視した決定ルールにすることを記述しました。</p> <p>なお、具体的内容は、農地中間管理事業規程の中に盛り込まれることとなります。</p>

No.	ご意見の要旨	考え方
⑤	農業の生産性の向上を図るためには、後継者（担い手）の育成が必要ではないか。	担い手の育成・確保の必要性については、基本方針の5において、農地中間管理事業を効果的に推進するため、集積された農用地を利用することとなる担い手の育成・確保対策が必要不可欠とし、その育成の考え方を記述しました。
⑥	農地中間管理機構の活用を進めるためには、地域のサポート対策が必要ではないか。	基本方針の7において、県、機構、JA中央会、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、関係団体で構成する「農地中間管理事業推進会議」を設け、密接な連携・協力の下に機構の活用を図ることとしております。 地域のサポート対策については、ご意見の趣旨も踏まえ、関連施策を活用して推進したいと考えています。
⑦	市町村間の推進力に温度差が生じないよう、業務委託先の担当者の業務能力向上のための対策（研修等）や人的支援の体制を整える必要があるのではないか。	農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、県、機構、JA中央会、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、関係団体で構成する「農地中間管理事業推進会議」を設け、密接な連携・協力の下に機構の活用を図ることとしております。 各市町村の取組状況を判断して、必要に応じ対策を講じてまいります。
⑧	農地中間管理機構の運営にあたっては、常に採算性を意識した事業計画を立てるべきではないか。	基本方針には明記しておりませんが、農地中間管理機構が事業を行うにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条により、機構は事業年度ごとに、事業計画及び収支予算について、知事の認可を受けるとともに、事業報告書、収支決算書等についても、農地中間管理事業評価委員会の評価を受けることとなっております。 県としては、事業の適正な実施を確保できるよう、ご指摘の点についても十分留意してまいります。